

公 告

コンペティション方式により、鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の自動販売機設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年5月25日

鳥取県境港水産事務所長 寺田 ルミ

1 公募内容

(1) 件名

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場自動販売機設置事業者の公募

(2) 概要

市場等の一部を借り受けて自動販売機による清涼飲料水の販売を行う。

(3) 設置場所及び設置台数

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場2号上屋内

番号	設置場所	台数
1	1階 休憩室	1台
2	2階 休憩スペース1	1台
3	2階 休憩スペース2	4台

(4) 許可期間

令和4年8月1日から令和6年3月31日まで

貸付期間満了後は、契約の更新及び貸付期間の延長は行わない。

(5) 一つの事業者が設置できる自動販売機の台数は各エリアに1台までとする。

2 参加資格

このコンペティションに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者であること。(個人経営の場合は、県内に居住している者であること。)

(2) 県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 法人等(個人事業者を含む。)の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(5) 令和4年5月25日(水)から同年6月27日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要項(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。

3 企画書の提出

このコンペティションに参加しようとする者は、「鳥取県宮境港水産物地方卸売市場自動販売機設置事業者募集要項」により企画書及び添付書類を作成し提出すること。

(1) 募集要項の交付方法

ア 交付期間

令和4年5月25日（水）から同年6月27日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 交付場所

募集要項、配布資料等は、令和4年5月公告日以降、鳥取県公式ウェブサイトから入手するものとする。URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/224945.htm>

また、これにより難い者には、鳥取県境港水産事務所（鳥取県境港市昭和町9-20）にて直接交付するが、時間はアの期間中の午前9時から午後5時までとする。

(2) 企画書の提出先及び問合せ先

〒684-0034 鳥取県境港市昭和町9-20 鳥取県境港水産事務所

電話 0859-42-3167

ファクシミリ 0859-42-3169

電子メールアドレス sakaiminatosuisan@pref.tottori.lg.jp

(3) 企画書の提出期間及び時間

持参の場合は、令和4年5月25日（水）から同年6月27日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、受け付けるものとする。

また、送付による場合は、令和4年6月27日（月）午後5時15分までに必着すること。

(4) 企画書の提出部数

正本1部及び副本4部（副本は、複写可とする。）

(5) 質問の受付

ア 質問がある場合は、令和4年6月6日（月）午後5時15分まで受け付けるので、文書で提出すること（ファクシミリも可）。

イ 質問への回答については、令和4年6月14日（火）の午後5時15分までに鳥取県公式ウェブサイトにおいて公表する。

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/224945.htm>

4 評価方法

企画書の評価は、それぞれの審査員（4名）が下記の基準で採点した内容点（50点満点）の平均点（小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）と価格点（50点満点）を合計（100点満点）する方法により得点を算出して行う。

（内容点）

審査項目	審査の視点	配点
自動販売機の機能	ユニバーサルデザイン対応	必須
	災害時飲料提供機能、省エネ性能、ピークカット機能、AED搭載等の付加機能	20点
販売品の種類・品ぞろえ	様々なニーズに応える種類・品ぞろえ 温かい飲料の提供（冬季）	5点
業務対応体制	販売品の補充、使用済容器回収及び故障時等の対応	5点
社会貢献 （県内での取組に限る）	県事業への協力、県内産商品の販売 （例）災害飲料供給に関する協定の締結等、「とっとり共生の森育成支援事業」への参画等	10点
	その他の社会貢献 （例）ボランティア、支援付き自動販売機等	10点
計		50点

（価格点）

審査項目	審査の視点・採点基準	配点
県に支払う取扱手数料率	使用許可に伴う県の収入 ※企画書に記載された取扱手数料率のうち最も高率のもの（A）を50点とし、その他の提案（B）は百分比（小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により配点を行う。 配点＝50点×B/A	50点
合計		100点

5 選定方法

4により最も高い総合評価点を得た者を候補者として選定する。

なお、候補者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

選定結果については、鳥取県公式ウェブサイトにおいて公表する。

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/224945.htm>

6 契約の締結

5により候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、行政財産使用許可申請書を徴して契約を締結する。この協議には、企画書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

7 契約保証金

契約保証金はこれを免除する。

8 暴力団排除

借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

また、借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（借受人が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

9 その他

(1) 企画書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画書及び虚偽の記載がなされた企画書は、無効とする場合がある。

(2) 参加費用

このコンペティションへの参加に要する一切の費用は、企画者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

県は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

詳細は、鳥取県営境港水産物地方卸売市場自動販売機設置事業者募集要項による。